

肩別命者、中略角鹿海

〔日本書紀〕六垂仁二年、是歲、任那人蘇那曷叱智請之、欲歸于國、中略一云、御間城天皇之世、額有角人、角鹿也、問之曰、何國人也、對曰、意富加羅國王之子、名、都怒我阿羅斯等、○下略

〔古事記〕仲哀故建內宿禰命率其太子爲將、喫而經歷淡海及若狹國之時、於高志前之角鹿造假宮而坐、中略故其旦幸行于濱之時、毀鼻入鹿魚既依一浦、中略其入鹿魚之鼻血鼻故號其浦謂血浦、

今謂都奴賀也、

〔古事記傳〕三十一都奴賀は、血浦チウラの轉れる名なり、又血チノカ之臭ウツレの聞ゆ、又書紀垂仁卷には、一云、御

間城天皇之世、額有角人、乘一船泊于越國筥飯浦、故號其處曰角鹿也云々とあり、異なる傳なり、

此二の傳、何れか正しからむ知がたけれど、應神天皇の大御歌に、既に都奴賀とよまし給へれ

ば、若初は血浦と云たらむには、其名の由縁、即此天皇の御目のあたりの書なれば、即血浦とこ

ば、そよみ賜ふべけれ、又彼御世のほどは、此名の始より、いまだいくばくも經ざれば、轉りて都

奴賀と云には、至る書紀の方や正しからむ、但かの額に角ありし人の名を、都奴賀阿羅斯等と

まじければなり、書紀の方や正しからむ、云とあれば、角鹿は此人の名に依て、負る地名の如

く聞ゆれども、彼名は皇國言の如くなれば、本よりの名には、非ず、此間にてつけたるなるべし、中略、

さて此名、又後には都流賀と云、和名抄に、越前國敦賀郡留郡これなり、書紀武烈卷に、角鹿之

鹽の事見えたり、

〔古今類聚越前國志〕一敦賀郡、州ノ西南ニアリ、西ハ若狹國ニ接シ、東南近江國ニ界シ、東北ハ南條郡

ニ界シ、北ハ海ニ際ル、

〔日本書紀〕三十持統六年九月癸丑、越前國司、獻白蛾、戊午、詔曰、獲白蛾於角鹿郡浦上之濱、故增封筥飯

神、二十戶通前、

〔古今類聚越前國志〕丹生郡南條郡ノ北ニ連リ、西ハ海ヲ限リ、北ハ坂井郡、東ハ今立足羽二郡ニ界

丹生郡

ス、